

佐賀市空き家バンク制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市空き家バンク制度要綱（令和4年9月1日施行。）に基づき、地域振興部地域政策課が所管する佐賀市空き家バンク制度事業に係る執行要領を定めるものとする。

(自治会懇談会への参加申込)

第2条 空き家見学会終了後、七日以内に自治会懇談会へ参加するか否かの意思表明を文書にて佐賀市地域政策課まで通知するものとする。

- 2 自治会懇談会に参加申込が可能な対象の空き家物件は一件のみとし、同時に複数の自治会懇談会への参加申込はできないものとする。
- 3 同一日の空き家見学会で、複数の空き家物件を内覧した場合でも自治会懇談会へ参加申込ができる対象の空き家物件は一件のみとする。
- 4 当該地区自治会の判断により自治会懇談会が開催されない場合は、空き家見学会終了後、七日以内に契約交渉へ進むか否かの意思表明を佐賀市地域政策課まで文書にて通知するものとする。

(契約交渉)

第3条 自治会懇談会終了後、七日以内に契約交渉へ進むか否かの意思表明を佐賀市地域政策課まで文書にて通知するものとする。

- 2 契約交渉中は他の空き家物件の見学会および自治会懇談会への参加はできないものとする。

附 則

この要領は令和4年10月1日から施行する。

